

総務教育常任委員会資料

(平成30年10月11日)

〔 件 名 〕

- ・ 佳子内親王殿下の御来県について 【総務課】 . . . 1
- ・ 県退職者の再雇用に係るガイドラインについて 【人事企画課】 . . . 2
- ・ 県庁舎を活用した広告について 【資産活用推進課】 . . . 3
- ・ 鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査・指定管理施設運営
評価委員会の審査結果について 【人権・同和対策課】 . . . 4
- ・ 首都圏アンテナショップの運営事業者について 【東京本部】 . . . 6
- ・ 名古屋代表部の事務所移転について 【名古屋代表部】 . . . 7

総 務 部



佳子内親王殿下の御来県について

平成30年10月11日
総務課

佳子内親王殿下は、去る10月6日（土）から10月7日（日）まで「第5回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」に御臨席されるとともに、南部町、米子市のお立ち寄り先を御訪問になりました。

10月6日（土）には、南部町のとっとり花回廊をご視察された後、ANAクラウンプラザホテル米子で行われた手話パフォーマンス甲子園に出場する高校生等約240人が参加した交流会に御臨席され、各チームの代表者と御歓談されました。

10月7日（日）には、米子コンベンションセンターで行われた手話パフォーマンス甲子園開会式へ御臨席され及び高校生の演技を御覧になり、また米子市淀江町の和傘伝承館を御視察されました。



とっとり花回廊 ご視察(10月6日)



交流会 御臨席(ANAクラウンプラザホテル米子 10月6日)



開会式 おことば(米子コンベンションセンター 10月7日)



和傘伝承館 御視察(10月7日)

県退職者の再雇用に係るガイドラインについて

平成30年10月11日

行財政改革局人事企画課

1 目的

県を退職した元職員が、県出資法人等に再雇用される場合における処遇の目安をガイドラインとして定め、県職員の再就職に係る透明性の確保に資するものとする。

2 ガイドラインの概要

ガイドラインは、「年齢（年数）」及び「報酬額」の基準を定める。

(1) 年齢（年数）

雇用の年齢（年数）は、県を定年退職となる日から5年を経過した日以降に到来する任期の末日までとする。

(考え方)

県では、雇用と年金の接続を図るため、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、希望する定年退職者の再雇用を行っていることから、当該年齢を基準とする。

(2) 報酬の額

報酬の額は、法人等において任用するポストの職責に応じ、県の再任用職員の給料水準に準じて、任用する法人等において定める。

(考え方)

県では、定年退職後の職員を再任用により雇用する場合の給料月額を条例で定めており、当該金額を報酬水準の基準とする。

<参考> 再任用職員の給料水準

- ・ 県の課長級相当職（行政職6級 月額315,600円）
- ・ 県の課長補佐級相当職（行政職4級 月額275,000円）

県庁舎を活用した広告について

平成30年10月11日
資産活用推進課

平成31年度から新たに県庁舎内に企業広告を掲出するスペースを新設し、一層の財源確保を図ることを検討していますので報告します。

なお、試験的に本庁舎と第2庁舎に導入し、年間500万円程度の収入を見込んでいます。

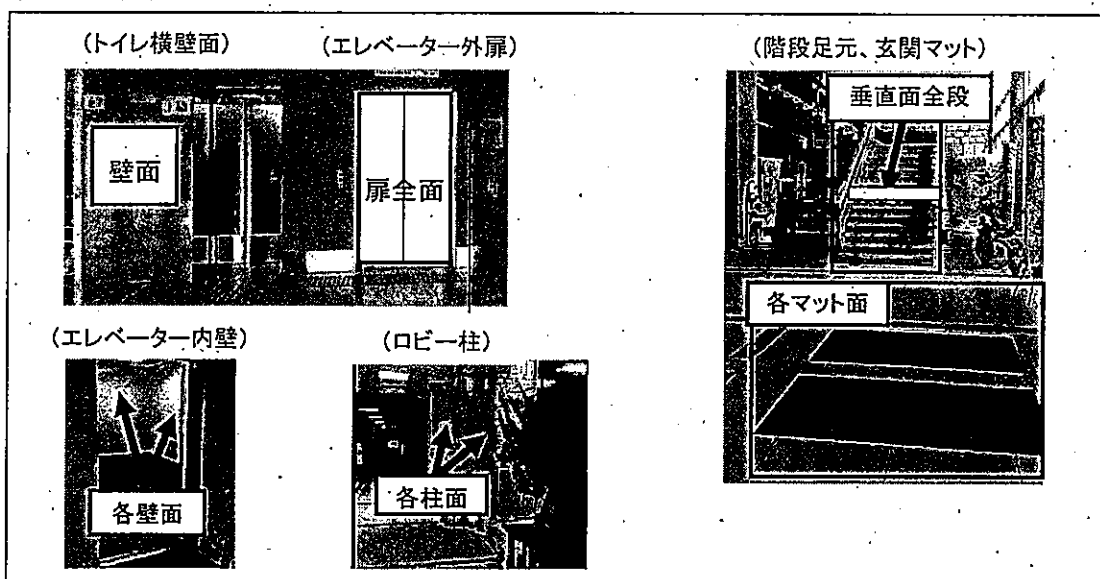
1 現在検討している案

県内広告代理店を対象に実施したマーケットサウンディング（対話型市場調査）を踏まえ、下記の案を検討していきます。

(1) 広告掲出場所

利用者が相当数あり、広告主にとって費用対効果が高い場所を選定する。

<本庁舎1階>



<第2庁舎1階>

エレベーター外扉、ロビー柱、階段足元

(2) 広告デザイン・内容

- ・公共施設にふさわしく、法令遵守、品位等に配慮した内容とする（鳥取県広告事業実施要綱の規定を適用）。
- ・企業広告だけでなく、鳥取県への応援メッセージ（キャッチコピー）を盛り込んだデザインを推奨する。※応援メッセージの例…「〇〇は、「星取県」を応援します。」「〇〇は、鳥取の子育てに貢献します。」等

(3) 販売方式

- ・県内広告代理店による委託販売とする。
- ・販売範囲は「本庁舎」と「第2庁舎」にパッケージ化し、それぞれ広告代理店が県から買い取る方式とする。

2 今後の予定

平成30年10月 広告代理店の募集

平成31年1月 広告代理店の決定（競争入札）

4月 広告掲出開始

※今後、導入効果を検証し、複数年契約や他の広告掲出場所への拡大を検討する。

鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会の審査結果について

平成30年10月11日
人権・同和对策課

鳥取県立人権ひろば21の指定管理者について、鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）において審査した結果、次の団体が指定管理候補者となりました。

1 指定管理候補者

公益社団法人鳥取県人権文化センター 鳥取市扇町21番地 会長 たなか あきこ 田中 朝子

2 指定期間 平成31年4月1日から5年間

3 指定管理料の額

55,439,000円。（債務負担行為額 55,439,000円）

〔参考〕単年度指定管理料の額 平成31年度 11,007,000円

平成32年度以降 11,108,000円

※平成31年度実施予定の消費税引上げ分を加味しているため。

4 審査委員

氏名	所属等
福田 忠司（委員長）	鳥取県総務部人権局 局長
國本 真吾（副委員長）	鳥取短期大学 准教授
長井 いずみ	長井いずみ税理士事務所 税理士
村口 恵	湯梨浜町教育委員会生涯学習・人権推進課 人権教育推進員
岩本 裕己	公募委員（鳥取県農業協同組合中央会組織指導部）

5 審査結果

(1) 開催経緯

ア 第1回審査委員会 平成30年7月6日（金）

・鳥取県立人権ひろば21の概要説明、審査要項等の審議

イ 第2回審査委員会 平成30年9月13日（木）

・面接審査後、審査基準に照らした審議

(2) 審査基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 （指定手続条例第5条第1号）	○管理の基本的な考え方の適合性 ・施設の設置目的を理解しているか ・管理運営の方針は適切か	なし（必須項目） ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容 ・サービスの向上策、利用促進等の周知・広報 ○管理の基準 ・開館時間・休館日等 ・個人情報保護、情報公開への対応は適切か ○施設設備の維持管理及び衛生管理の適切性 ○事故・事件の防止措置と緊急時の対応 ・火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 ・緊急時の体制・対応は適切か ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 ○利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か	50
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	○支出計画の内容は適切か ○運営経費の節減（外部委託、その他経費の節減）	20

4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○財政基盤、経営基盤は安定しているか ○組織及び職員の配置等 ・管理運営の組織・職員の職種等は適切か ・日常の職員配置は適切か ・人材育成は適切か ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○社会的責任の遂行状況 ・障がい者を雇用しているか ・男女共同参画推進企業であるか ・ISO14001、TEAS I種又はII種認定登録事業であるか ○管理運営実績評価	20
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツにかかる提案はあるか	10

(3) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主な審査意見
1 (適/不適)	適	・これまで管理運営に努力されてきた実績を鑑みて、安定した管理運営が期待できる。 ・学生が集まると施設内が騒々しくなる可能性があるため、他の利用者に迷惑をかけることがないように今後対策を講じる必要がある。
2 (50点)	適 (38.4点)	・他の図書館等の連携や他にはない資料の重点化などを事業計画に掲げており、特色のあるライブラリー整備に期待できる。 ・施設の活用方針においても利用者主体の対応方針が伺える。
3 (20点)	適 (14.4点)	・外部委託について随意契約を見直す(相見積りにする)など、経費節減に向けた意識をもう少し高めてほしい。
4 (20点)	適 (13.3点)	・職員体制は施設従事者の職員が継続雇用され、経験を積んだ職員が管理運営を行っており、妥当である。 ・法定雇用率に拘束される団体ではないが、障がい者雇用への積極的な姿勢を示してほしい。
5 (10点)	- (0点)	ネーミングライツの提案なし。
総合評価 (100点)	適 (66.1点)	・鳥取県立人権ひろば21の指定管理者候補者として、全員一致で適当であると認める。

※点数は委員5名の平均

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日(現行どおり)

○開館時間：午前9時から午後5時

○休館日：祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)

(蔵書点検等、館長が管理運営上必要であると判断した場合は、別に臨時休館日を設定する。)

(2) ライブラリー、交流スペースの活用方法

○図書、DVDの貸し出し ○交流スペースで小イベント、人権学習会の実施

(3) 利用促進のための取組み

○来館者アンケートなどによる利用者意見の反映(図書、DVDなど)

○県立図書館や各市町村図書館と連携し、各市町村立図書館窓口で図書等の貸し出しを引き続き行うなどの遠隔地利用者のサービス提供を行う。

○無料で利用できる無線LAN(Wi-Fi)を導入し、利用者へのインターネット環境を整える。

(4) 経費削減のための取組

○節電を始めとして、経常経費の節減に取り組む。

○パネル展示案内看板等の自作作成に取り組むなど、できる範囲内で外注経費の削減に努める。

7 今後の予定

平成30年11月

県議会に指定管理者選定の議案を上程

平成31年4月1日

指定管理者による管理運営開始

首都圏アンテナショップの運営事業者について

平成30年10月11日
東京本部
販路拡大・輸出促進課

首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」について、平成31年度以降における物販及び飲食店舗の運営事業者を選定するため、9月12日(水)に企画提案審査会(有識者6名及び両県職員2名の計8名で構成)を実施した結果については、以下のとおりとなりました。

1 公募を実施した委託業務

- (1) 業務名：鳥取県・岡山県共同アンテナショップ物販店舗運営業務
鳥取県・岡山県共同アンテナショップ飲食店舗運営業務
- (2) 委託期間：委託業務に関わる契約締結日から平成34年3月31日まで(2年間延長可能)

2 審査結果

物販店舗運営業務は、株式会社フジランドを最優秀提案者に決定した。

- 選定の主な理由
 - ・特産品の販売だけでなく、両県の魅力の積極的なPRに取り組む具体的な計画がある。
 - ・訪日外国人旅行者の対応に効果的なモバイル決済等に対応できる。
- 最優秀提案者の概要
 - ・事業者名：株式会社フジランド
 - ・代表者：代表取締役 岡部 洋一
 - ・本社所在地：東京都千代田区平河町2丁目7番1号
 - ・企業概要：フジサンケイグループの一員として、昭和33年に設立。
資本金11億円、従業員数1,200名。
全国のサービスエリア等や美術館の物販店舗等の運営

飲食店舗運営業務は、最優秀提案者の該当者はありませんでした。

3 飲食店舗運営業務の再公募

再公募に当たっては、「鳥取・岡山両県の食材の特徴を生かしたアピール力の高いメニューと実現性の高い企画提案」がより多く提出されるように、次のとおり公募条件の見直しを行うこととします。

(公募期間：平成30年10月12日(金)から11月27日(火)まで)

- 店舗業態の制限の緩和
(「ピストロカフェ」から「両県の食材の特徴を生かしたアピール力の高いメニューを提供する店舗」への見直し)
 - ・初回の公募においては、お客様の認知度が上がり利用客が増加している現状を維持することを最優先し、現在より多くのメニューを揃えた「ピストロカフェ」という業態にこだわった公募条件としたため、企画提案者にとってはハードルが高いものとなっていた。
- 納付率の下限を売上高の8%から5%へ低減
 - ・企画提案の提出を希望する事業者の負担感を軽減することが、より多くの企画提案の提出に結びつくことから、納付率の下限を現在の売上高の8%から売上高の5%(物販店舗運営業務と同率)に設定する。

4 今後のスケジュール(予定)

平成30年	9月	建物所有者との賃貸借契約締結
	10月	飲食店舗運営事業の再公募開始 次期運営事業者(物販店舗)との委託契約締結
	11月	企画提案提出期限
	12月	審査会・飲食店舗の再公募の最優秀提案者選定 次期運営事業者(飲食店舗)との委託契約締結
平成31年	2月	2月定例会へ当初予算案を提出
	4月	改修工事を実施
	4月末	リニューアルオープン

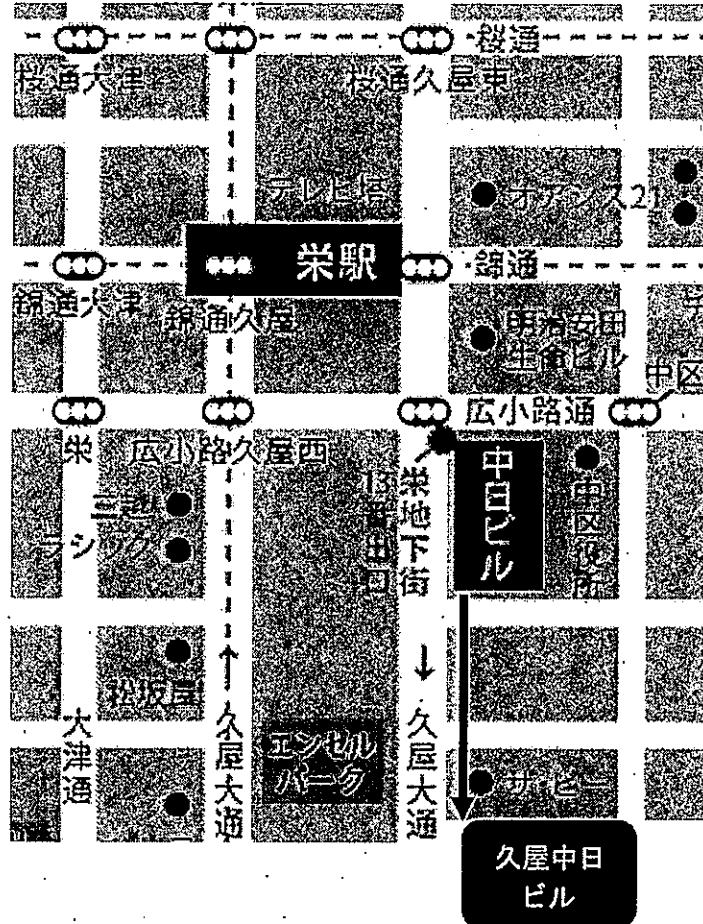
名古屋代表部の事務所移転について

平成30年10月11日
名古屋代表部

現在入居している中部日本ビルディング（略称「中日ビル」）が老朽化に伴い建て替えになることから、平成31年2月末までの退去を求められています。

入居する他道県事務所、中日ビルとの調整の結果、次のとおり事務所を移転する予定としておりますので、報告します。

- 1 移転時期 平成30年12月10日（月）
- 2 移転場所 名古屋市中区栄4-16-36 久屋中日ビル5階
（中日ビルから南へ約150m）



- 3 連絡先
 電話番号（052-262-5411）、ファクシミリ番号（052-262-5415）については変更ありません。

4 事務所の概要

	中日ビル（現）	久屋中日ビル（新）
事務室	83.955㎡	82.800㎡
倉庫	7.810㎡	9.706㎡

5 移転費用

移転に伴う経費については、中日ビルからの補償費で対応します。

（参考）

- ・現在入居する道県事務所は、一部県を除いて久屋中日ビルへの転居を予定しています。
- ・新中日ビルは、2020年代半ばに完成の予定です。

